

旅行キャンセルお見舞金サポート

赤ちゃんの急病により、ご旅行を全面中止される場合、下記3つの条件を全て満たせば

「旅行キャンセルお見舞金 (当パンフレット掲載宿泊本体の取消料相当額
※当パンフレット掲載以外の宿泊・オプション・
手配旅行等の取消料は含まれません。)」をお支払いします。

「旅行キャンセルお見舞金お支払い条件」

- 赤ちゃんの急病のための旅行中止で通院した場合(医療機関の領収書が必要です)
- 当日12時(正午)までに、お申し込みの販売店へお申し出いただいた場合。(販売店休業日は、直接宿泊施設へお申し出ください。)
- 取消申し出日を含む10日以内に次回のご旅行の契約が成立し、当パンフレット該当宿泊施設の設定期間内にご出発いただいた場合。
(次回のご旅行は、同じ販売店にて同じ宿泊施設を同人数・同泊数で再予約し、ご出発いただくこととします。)

※ 赤ちゃんの急病のための取消であっても、ご旅行条件書に定める取消料は収受いたします。その上で、上記3つの条件を全て満たし、必要書類を次回ご旅行出発までに提出いただき、当社がお見舞金のお支払事由に合致すると判断した場合に「旅行キャンセルお見舞金」をお支払いいたします。(取消料との相殺はできません。)
「旅行キャンセルお見舞金」のお支払いは、次回ご旅行終了後となります。詳しくは係員にお尋ねください。

